

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市十河土地改良区が土地改良事業（高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業（農道事業）中下所地区）を行うことについて令和4年1月24日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和4年2月8日から同月28日まで縦覧に供する。

令和4年2月1日

香川県知事 浜 田 恵 造